

令和6年12月

上天草市農業委員会会議録

令和6年12月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和6年12月10日

午前9時30分開会

上天草市役所大矢野庁舎2階庁議室

1. 議事日程

- | | | |
|-----|---|-------------------------------|
| 日程第 | 1 | 開 会 |
| 日程第 | 2 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 | 3 | 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 | 4 | 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 | 5 | 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 日程第 | 6 | 議案第4号 非農地通知交付申請について |
| 日程第 | 7 | 報告第1号 利用権設定合意解約について |
| 日程第 | 8 | 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |

その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（10名）

会長	山口 勝喜	職務代理者	蓮田 治住	2番	松岡 健二郎	3番	水野 武晴
4番	磯田 清俊	5番	岩崎 國重	6番	吉本 均	7番	岩本 俊治
8番	源 義通	10番	濱崎 顯爾				

（事務局）

局長	小松野 洋己	主事	徳渕 麻子	主事	池林 真斗
----	--------	----	-------	----	-------

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。（1名）

9番 松本 光義

1 開 会

事務局(小松野)

ただいまより、令和6年12月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は10名の農業委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

議長(山口)

皆さん、おはようございます。

一同

(おはようございます。)

議長(山口)

本日は12月の総会となります。大変お忙しい中にご出席いただきましてここに開催できますことを厚く御礼申し上げます。

早いもので師走となりました。年の瀬を控えて何かと忙しい時期となりますが、体調管理に気をつけて元気に新しい年を迎えていただきますようお願いいたします。

それでは、本日も慎重なご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。開会の挨拶に代えさせていただきます。

3 議事録署名委員の指名について

議長(山口)

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。3番、水野委員、4番、磯田委員、よろしくお願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長(山口)

それでは議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局（徳渕）

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□△△△△番△、地目は畑、面積360㎡です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北東の方向、直線距離で約1.5kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が225㎡です。労働力は3、農機具等は1です。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は徒歩5分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、野菜を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われ。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（松岡）

議案第1号の1番につきまして、推進委員、松岡が説明いたします。

図面の3ページをお願いします。△△△△番△がありますが、家が建っておりまして、これを買われたそうです。この家に付随してこの農地も買ってほしいということでありましたので、「一緒に購入しました」とのことでした。家庭菜園として利用するという事です。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□△△△△番△△外4筆、地目は畑、面積合計443㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北東の方向、直線距離で約1.5kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、世帯内の経営面積が443㎡です。これは今回の譲渡が世帯内の権利移動であるため、今回の対象農地

がそのまま申請者のこれまでの経営面積として換算されるためです。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自宅から5m程度であり、年間150日以上農作業に従事されとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、トマト、花、ミカン等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。担当委員は私になりますので私が説明いたします。

議案第1号の2番について説明いたします。これは高齢の夫婦間の贈与でございます。旦那さんは先生を、奥さんは書道塾をされていましたが、もう辞められており、所有権を移転して今後は野菜などを作っていきたいということでございます。何ら問題ないと思います。どうぞよろしくご審議のほどお願いします。

ただいま説明が終わりましたが、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△△番△外1筆、地目は田及び畑、面積合計1,443㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～9ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北西の方向、直線距離で約2.8kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が5,497㎡です。労働力は2、農機具等はありません。権利の種類は贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自宅から700m程度であり、年間150日以上農作業に従事されとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、

米、タマネギ等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。

補足事項といたしまして、□□□△△△番△はやや荒廃状態にあります。よって3条許可の条件として、春までを目途に雑草を刈ること、そして来年再度担当委員ないし推進委員の方がそれを確認することを追加いたしました。その条件を踏まえ、許可の可否をご審議いただけますようお願いいたします。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（山口） 議案第1号3番について山口が説明します。

今、事務局のほうからご説明ありましたが、親子間での贈与による所有権の移転です。現状は若干手を入れて草など刈ってある状態でしたが、春先までには整地して、柿や果樹等の栽培、もしくは、タマネギ等の作付けをするような計画でございます。また来年、確認をするということで申請の許可をお願いいたします。

議長（山口） ありがとうございます。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵） 議案第1号、番号4番です。議案は3ページになります。

申請人は宇城市の個人です。申請地の物件表示は、姫戸町姫浦字□□△△△△番、地目は畑、面積330㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は10～11ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約14.8kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、現時点では経営面積が0㎡です。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また申請人は姫戸町姫浦に転入する予定であり、その自宅からの通作距離は700m程度であり、年間150日以上農作業に従事されとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要

件にも該当しません。地域との調和要件では、ジャガイモ、ピーマン等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1 番（蓮田） 席番 1 番、蓮田が説明いたします。

はじめに申請地はですね、〇〇〇〇〇から松島方面に向かって約 500m のところ。国道から上のほうに 50～60m 入ったところ。申請人はこの度空き家を買って、姫戸に移住されるそうですが、その空き家に伴って農地も買ってくださいということで、今度話が決まったそうです。

見たとおり、以前はですね、この辺は 40～50 年前の政府の圃場でミカン栽培をしていましたが、10 年ぐらい前からほとんどミカンはなくなりました。一部に所々ありますけど、ここは姫戸のミカンの発祥地でした。ということで、今回の申請地ですけど、きれいにしてありました。耕したら即耕作できるような状態ですので、本人も野菜を作りたいということで何ら問題ないかと思います。私からは以上です。

議長（山口） ありがとうございました。ただいま 4 番の説明が終わりましたが、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、4 番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、5 番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵） 議案第 1 号、番号 5 番です。議案は同じく 3 ページです。

申請人は龍ヶ岳町の個人です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町大道字□□△△△△番△外 9 筆、地目は畑、面積合計 3,773㎡です。申請場所は図面 1 ページ⑤、詳細は 12～13 ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約 23.6km の辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が 8,026㎡です。労働力は 3、農機具等は 4 です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。これまで一部の農地を基盤強化促進法利用権設定により貸借していたことから、同法が撤廃されることにより当事者間契約に切り替えるとともに他の貸借契約を更新することに対して農地法第 3 条による許可申請がなされました。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取り

を行いました、取得後全ての農地を利用するとのことです。また、通作距離は徒歩5分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのことです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、ミカン等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（楠本） 推進委員の楠本が説明いたします。

親子間での使用貸借権の設定になります。今後もミカン等を栽培するとのことで何ら問題はないと思われます。よろしくお願いします。

議長（山口） ありがとうございます。ただいま5番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、5番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、6番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵） 議案第1号、番号6番です。議案は同じく3ページです。

申請人は龍ヶ岳町の個人です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町高戸字□□□△△△番外1筆、地目は畑、面積合計438㎡です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は14～15ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約2.1kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が438㎡です。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました、取得後全ての農地を利用するとのことです。また、通作距離は自宅から500m程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのことです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、アカシアを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

10番（濱崎）

10番の濱崎が6番について説明します。

ここは龍ヶ岳の国道のすぐ横にありまして、譲渡人は京都にお住まいで、今回相続登記が終わり、どなたか引き受けていただけないだろうかということで親戚に話を持っていかれたら、申請人の方が引き受けようとなったそうです。現在雑木を伐ったり竹を伐ったりしてですね、アカシヤの木を数本植えていらっしゃるって、そのアカシヤの花が咲くのを待っていて、ここの写真にも出ていますが、ハチミツを採りたいというような目的で花木を植えていらっしゃいます。

それから皆さん何人かでまだ伐採をされていたので、何ら問題はないかと思しますので、よろしくお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま6番の説明が終わりましたがけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、6番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、7番についてですが、本案につきましては8番と関連しますので、一括して審議を行います。議案第1号7番と8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

この案件は熊本市の農地所有者が樋島の土地3筆を樋島の方2名に贈与するものです。議案第1号7番と8番に挙げているものですが、内容が同じ申請であるため併せて説明いたします。

議案第1号、番号7番です。議案は4ページになります。

申請人は龍ヶ岳町の個人です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町樋島字□□△△△△番△、地目は畑、面積53㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は16～17ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約23.2kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積は現在は0㎡です。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は自宅から550m程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、二

ンニク、梅等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

続いて番号8番について説明いたします。

申請人は龍ヶ岳町の個人です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町樋島字□□△△△△番△△外1筆、地目は畑、面積合計518㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は16～17ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約23.2kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が2,128㎡です。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自宅から500m程度であり、年間150日以上農作業に従事されることです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、野菜、ミカン等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（米田）

7番と8番について、推進委員の米田が説明いたします。

両方ともですね、所有者の大叔母さんにあたる年寄りのおばさんが作っていたんですけど、今年亡くなって、あとを誰かしてほしいということで、両方とも申請人はいとこといとこの奥さんになる人で、どちらも身内の人が作るということです。

写真には写っていませんが、8番のほうには小屋がだいぶ前からあったらしいんですけど、農作業小屋ということで何の問題もないと思います。審議よろしくお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。議案第1号、7番と8番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、議案第1号、7番と8番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（山口）

続きまして、第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局（徳淵）

議案第2号、番号1番です。議案は6ページになります。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上宇□□△△△△番△、地目は田、面積273㎡です。申請場所は図面1ページ⑧詳細は18～19ページのとおりで、○○○○○から南西の方向、約0.5kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅用地で、資金計画では土地の取得費用と建築費の合計△△△△万円を融資金額が上回っており、問題ないと思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、既設の側溝に排水し、雨水は、敷地北側の水路に自然排水することとします。造成中の被害防除については、周囲への悪影響はなく、また完成後も万一被害が生じた場合は、申請人が責任をもって対応することとします。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（二宮）

議案第2号の1番について、推進委員の二宮が説明します。

今回の場所は、○○○○○○○の西側に位置しております。譲渡人は相続で取得されましたが、耕作は長年行われていないです。譲受人はですね、現在アパートに住んでおられますけれども、最近子どもさんが生まれたということで、将来のことを考えてですね、小学校、中学校に近いこの場所がいいということで、今回住宅の建設を申請されたということです。特に問題ないかと思いますが、審議をよろしくお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第2号、番号2番です。議案は同じく6ページです。

申請人は熊本市の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△△番△、地目は畑、面積397㎡です。申請場所は図面1ページ⑨、詳細は20～21ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、約4.4kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅用地で、事業資金は、土地購入費と建物建築費の合計が△△△△万円であり、資金計画では自己資金等の額が必要額を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、既設の側溝に排水する予定です。また雨水は溜め桧に集水後、東側水路へ排水します。造成中の被害防除については、周囲への悪影響はなく、また完成後も万一被害が生じた場合は、申請人が責任をもって対応するとのこと。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

6番（吉本）

6番、吉本が説明いたします。

本議案は、先に事務局からのご説明がありましたが、昨日関係者による現地確認を行いました。申請事由は売買による所有権の移転で、譲渡人は現在、熊本県荒尾市に在住しておられ、申請地は長きにわたり休耕地で不動産にかけられておりましたが、今回商談が成立しました。また、譲受人は熊本市内の方で、現地の景観が気に入り、宿泊用の住宅の建築を予定されておられ、趣味の魚釣りを楽しみたいとのことでもあります。給排水計画も確認し、地域からの同意書も提出されており、特段問題はないかと思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議長（山口）

続きまして、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）について。事務局から説明をいたしますが、磯田委員については、議事参与の制限にあたりますので、一時退席をお願いいたします。

（4番 磯田委員 退室）

議長（山口）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（池林）

議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）について、議案は8ページから11ページになります。

今回の促進計画は、新規の貸借が11件となっております。本計画における賃貸借の設定等を受けるものは、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められることから、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第5項各号に係る要件を満たしております。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただ今説明が終わりましたけれども、本案について皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、議案第3号につきましては原案どおり承認することに決定します。

（4番 磯田委員 入室）

議案第4号 非農地通知交付申請について

議長（山口）

続きまして、議案第4号、非農地通知交付申請について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局（徳淵）

議案第4号、番号1番です。議案は13ページになります。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□△△△△番△、地目は畑、面積3,724㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、詳細は22～23ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南東の方向、直線距離で約1.0kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、写真のとおりで、雑木が

生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（松岡） 議案第4号の非農地の申請1番につきまして、推進委員、松岡が説明いたします。
見てのとおり竹と雑木が生い茂っている状態です。何ら問題ないと思われます。以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵） 議案第4号、番号2番です。議案は同じく13ページです。
申請人は熊本市の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△△番外7筆、地目は畑、面積合計5,305㎡です。申請場所は図面1ページ⑪、詳細は24～25ページのとおりで、○○○○○から南西の方向、直線距離で約0.5kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、まず△△△△番△については一部に農作物がみられることから農地であるとちゃんと判断できると考えます。こちらの右手の写真の手前部分ですね、次に、それ以外の農地については、写真のとおりで、雑木が生い茂っており、あるいは竹が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4番（磯田） 4番、磯田が説明いたします。
事務局から今、お話がありましたけれども、図面の写真で見ますと、広く黄色で囲まれた中のちょっと左側、下のほうに出ているところが△△△△番△になります。推進委員の二宮さんと2人で昨日確認しましたところ、これ白菜か大根か作ってあるんじゃないですか、家庭菜園じゃないんですかと意見して、これは非農地にはできないという見解でした。そのほかのところについては、ずっと見て回りましたが、とても畑としてはできないという感じでした。△△△△番△については審議をお願いいたします。

議長（山口） ありがとうございました。ただいまの件どうしますか。

事務局（徳淵） 今の件につきまして、1筆を除いた形で非農地判断するという形でいかがでし

ようか。

4 番（磯田）

実際野菜を作っていましたので、△△△△番△については非農地としては認められないと思います。その他については非農地と認められると思います。

議長（山口）

それでは1筆だけ外して、非農地判断するということでご異議ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第4号、番号3番です。議案は同じく13ページです。

申請人は大阪市の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△△番外1筆、地目は畑、面積合計1,765㎡です。申請場所は図面1ページ⑫、詳細は26～27ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南西の方向、直線距離で約1.1kmの辺りに位置しております。まず、申請地の現況については、航空写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられます。

次に、申請地は農振農用地域であり、農林課よりこの地を非農地化することは一帯の農地の一体性が損なわれるとの助言がなされております。しかし、同地の一帯がほぼ山林化しており、特に北側、東側は農地としての開発される蓋然性が低いことから、上天草市の非農地判断基準に照らして非農地と判断することはやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

5 番（岩崎）

議案第4号の3番につきまして、5番、岩崎が説明いたします。

昨日、私と益田推進委員と現地確認をいたしました。申請人は大阪に住んでおられます。先ほども説明がありましたように、付近の農地は雑木が生い茂り、耕作できる状態ではないと2人で確認いたしました。ここは全部非農地でいいんじゃないだろうかというぐらいひどい場所で行いました。ご審議よろしく願いいたします。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第4号、番号4番です。議案は同じく13ページです。

申請人は姫戸町の個人です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町樋島字□□△△△△番△、地目は畑、面積445㎡です。申請場所は図面1ページ⑬、詳細は28～29ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約23.0kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、航空写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

10番（濱崎）

4番について10番の濱崎が説明します。

現地は北側の道路よりも下のほうにありまして、段差がかなりあり、周辺一帯が雑木に覆われていて、どこかというのがちょっと確認できませんでした。大きい雑木が生えており、農地にするのは困難かと思います。よろしくをお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま非農地につきまして説明がございましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、議案第4号につきましては申請どおり承認することに決定します。

報告第1号 利用権設定合意解約について

議長（山口）

続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借契約の解除並びに利用権設定の合意解約について。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

報告第1号です。議案は14ページです。こちらは、利用権設定されていた農地について解約が確認されたものです。今回の報告は2件、合計面積1,009㎡となっております。個別の詳細は議案の通りです。

契約期間満了によるものと、7月総会以来皆様をお願いしております貸し手、借り手への聞き取り調査の結果、解約が発覚した案件をまとめました。以降も調査についてはご協力のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

議長（山口）

ただいま報告第1号の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご質問はご

ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (山口) ご質問ありませんので、報告第1号につきましては報告どおりといたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長 (山口) 続きまして、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の所有権取得の届出の受理について。事務局から説明をお願いします。

事務局 (徳渕) 報告第2号、番号1番です。議案は15ページになります。
届出人は福岡県糟屋郡の個人です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町大道字□□△△△△番外2筆、地目は畑、合計面積891㎡です。申請場所は図面1ページ⑭、詳細は30～31ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約23.2kmの辺りに位置しております。届出事由は、相続による所有権移転です。説明は以上です

議長 (山口) ただいま報告第2号の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご質問はございませんでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長 (山口) ご質問ありませんので、報告第2号につきましては報告どおりといたします。
これをもちまして、本日の議案審議を全て終了します。長時間にわたり誠にありがとうございました。

最後に事務局からの説明がありますので、よろしくお願いいたします。

(録音終了)

その他

(最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会)

閉会 午前10時10分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和6年12月10日

上天草市農業委員会 会長

山口 勝喜

上天草市農業委員会 委員

水野 武晴

上天草市農業委員会 委員

磯田 清俊